

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは、裁判所からの説明とあわせて面接室の見学をしていただきましたが、面会交流についてお気付きの点、御意見があれば、自由にご発言をお願いいたします。

○ 私は今まで調停委員として面会交流に関与しましたが、それは、離婚から始まり、親権を誰に渡すかという問題に起因しています。面会交流については養育費の問題と絡むことが多く、養育費を出すから会わせろとか、養育費がいらぬから会わさないという争いが多かったです。だいたい年齢が二桁までの子供が多く、そのような子供については、母親が親権を取りますが、母親が親権を取ると離婚でもめているため、父親に会わせたくないということになりました。そのときには、試行面接を利用することがありましたが、母親が不満を述べたり、また、子供も母親に従うので、面会交流は難しいと思いました。

本人たちと代理人である双方の弁護士にも面会するところに行ってください、会っていただいたりもしました。子供の福祉の関係では、父親にも母親にもそれぞれの悪口を言わないようにとさかんに言っていました。

裁判所から配布された資料には、面会時期について、「月1回の面接とされることが多い。」という記載がありますが、私は月1回の面接は多いように思います。大抵の場合、春夏秋冬の休みを利用して、夏は一泊させるようにと言うと、父親は、自分は養育費も払うし、子供と会うとお金がかかるため、このような面会回数でいいと喜んでいました。また、子供に対して、父親がいつまでも子供の成育を見守っていることを伝えるために、母親が養育費を父親から受け取っていることを言わないこともあるため、養育費を子供の通帳に振り込むようにし、父親が子供たちを見捨てたわけではなく、子供の成育を見守っていたことを伝える

ことができるようにもしていました。

□ 具体的な実情をお話いただきどうもありがとうございました。

○ それほど多くの件数を担当したわけではありませんが、代理人の立場や調停委員の立場から、面会交流について関与したことがあります。他の弁護士に聞いたところ、DVとかモラルハラスメントではない限り、子供をもう一方の親に合わせるように説得しているそうです。母親の8割とか9割とかは合わせたくないと言うそうですが、子供に有害でない限り、合わせるようにしているそうです。

裁判所からいただいた面会交流の審判の統計を見ると、認容率は、5割を切っています。平成20年度は57%ですが、5割前後ぐらいですね。これは、調停で面会交流に応じることが認められているため、審判事件の事案としては、難しい事案だとは思いますが、合わせることを原則とした場合には低い数字だと思います。代理人の立場からすると合わせないように頑張ってくれと言われたら、認容率が7割ならば、合わせるように説得しやすいのですが、この数字ならがんばってみようかなと思う気がしないでもないですが。実際に経験したときに、何を心配するのかというと、離婚が決まっていなかった別居段階から離婚で親権者が決まるまで2年間かかったとして、2年間全く会わせない状態が続き、その段階から面会交流が始まると、さらに間が空いてしまうことになり、なかなかうまくいかなくなります。離婚前の調停から子供と会うことを始めないと、後々まで上手くいかないのですが、難しいのは、調停の段階では親権者が決まっていなくて、その段階で合わせると、子供が父親になびいて、親権者を決める段階で不利にならないかと母親が心配するのです。そこが面会交流を認めることを説得する弁護士には、難しい問題になります。そこで、裁判所が仮に監護権者を決めていただくと、裁判所が仮にでもあなたを監護権者と決めてくれているのだから、面会交流を認めてあげなさいと説得しやすくなり、面会交流も早く実現できることになります。家庭裁判所にどういうことをしてほしいのかと他の弁護士に聞くと、このようなことだと言っていました。

△ 認容率が低い理由については、審判になるのは、調停ができなかったからなのですが、面会交流の場合には、だいたい調停が成立し、審判になるのは、難しい事案だと思います。最近の面会交流の難しい問題は、子供が嫌がっていると言いながら、親の意向を反映させていると思います。もう一つは、先程もお話が出ましたが、養育費と絡めて話をするようになってきたからです。養育費を払わないから面会させない、面会させないから養育費を払わないというように養育費と絡めた議論をする親が多くなってきたことが理由ではないかなと思います。また、面会の回数でもめることもあります。先程は、月1回は多いというお話がでましたが、私の感覚では、月1回が多くの場合で成立しており、審判になった場合でも月1回は結構あります。

ただ、月1回を原則にしながら、2か月に1回、3か月に1回しか会わせないと言い出したり、片方が週に1回会わせろとか、泊付きで会わせろと言い出してもめることがあります。審判になるのは、このあたりの事案のケースなので、認容率が低いのではないかと思います。

□ 調停を経て審判になっても、とても、面会交流を前提とする条件がないために却下になるのでしょうか。

△ 却下も多いと思います。また、子供が嫌ってしまっていることがかなりあります。親の意向ではなく、子供が嫌っていることがあります。その場合の多くは、父親が原因を作っていることが結構あります。

○ 面会交流というのは、いったん、月に1回と決まっても、途中でトラブルが発生し、会わせたくないと言い出して途絶えてしまうことがあります。代理人としては、取り決めまではできるが、その後の面倒まで見ることができるかというとなかなかできません。直に連絡は取れないから、連絡を取ることを代理人がやってくれと言われ、延々と続くことがあるそうです。そこまでやる代理人とそこまでできない代理人がいるそうです。ただ、そこまでやろうと思うと大変なことになります。絶対に会わせるのが嫌だという親と、そうでもない親とでは、どの程

度違いがあるのかというと、最初は嫌だと言っているにもかかわらず粘り強く説得していけば、応じるようにはなるみたいです。何らかの理由がなければ会わせないことは無理であるということ言えば、当初は、子供がこうだから会わせないとか理由をつけてきますが、同じことをいつまでも続けられないので、そのような理由が切れてくれば仕方がないとなるみたいです。ただ、養育費と絡めるのならいいのですが、生活費に困っておらず、不安がなく、養育費をもらう必要もない親の場合には、子供を抱え込んで、もう一人の親のことは忘れたいとなったときには困ります。そのようなときに、弁護士が会わせるように説得すると解任され、新しい弁護士がついても、また解任されることがあると聞きました。

- 私が経験したのは、相手の声を聞きたくないので、メールでやり取りをさせてほしいということでした。メールで双方の都合がいい日を決めて会ってもらうことにして、弁護士の方にお世話をかけるようなことはしませんでした。
- 外国の法律を勉強している立場からの意見ですが、社会的な意識からもかなりずれが生じてきたのではないかなと思います。今、国際的な子供の取り合いでも、日本はかなり批判されていますが、離婚後、関係が切れてしまうという意識を何とかしないといけないと思います。離婚後も関係を持ち続けるのが当然のことであるというように社会意識を変えていく必要があると思います。法的な観点からは、親権者が一人になってしまいますので、共同親権は、親の離婚によって子供には影響を与えないのだというように変えていかないといけないと思っています。ヨーロッパにおいては、子供の最善の利益というのは、離婚後は父親と母親は自由にしてもいいが、ただ子供に対しては、いつまでも父親であり母親であるということを法律家が広げてきました。現実問題としては、難しい問題ですが、徐々に社会が変わってきているように思います。現在は、この問題もクリアされつつあり、複合家族になった再婚相手と連れ子を法的にどのように位置付けるのかまで進んでいます。もう少し、子供の立場から考えて、親の影響を少なくする手段を考えていかなければならないと考えています。

○ 面会交流の申立ては、離婚調停をやっている事案でないと申し立てられないのですか。

□ 離婚の係争中の申立ても、離婚成立後の申立ても両方あります。

○ 比率としては、調停と平行して申立てが行われるケースがほとんどですか。

□ ほとんどかどうかわかりませんが離婚係争中の申立てが多いことは間違いないですね。

○ 調停事件の既済総数が非常に少ない感じがしますが、積極的にPRする事案ではないと思うのですが、そのあたりのことはどうなっていますか。

△ ここで上がっている数字は、おそらく面会交流が独立した申立てとして出された事件についての結果だと思います。多くの場合には、離婚事件の中で一緒に面会交流の申立てがあります。ここに上がっている数字は、独立した面会交流の申立てであり、それ以外にもかなりの数字があると理解された方がいいと思います。

○ 先程、面接室を見学させていただきましたが、全国の裁判所でこのような面接室を設けているのかどうか教えていただきたいのですが。

△ おそらく、県庁所在地にある本庁レベルであれば、建て替えとか改築の際にこのような部屋が作られるようになってきていると思います。本庁より規模の小さい支部であっても、家族面接室専用かどうかわかりませんが、家族面接室用として使えるような部屋を設けているのではないかと思います。以前、私がいた小さな支部ではそのような部屋がなかったので、少し広めの調停室などを利用して行っていました。

○ 外で面会交流の場を設けていることがありますか。それとも、必ず、面接室を利用しないといけないのでしょうか。

△ 裁判所の外での面会交流の試行も全くないというわけではございません。件数的には、裁判所の内部の部屋を使うことに比べればおそらく少ないだろうと思います。どこかの公園で親子が交流する場面に調査官が立ち会ったということもお聞きしておりますが、やはり、調停中ですので、安心して面会できるということ

で裁判所の部屋を利用することが多いと思います。

- 私は、別の地域で進行中の面会交流の件に携わっていますが、その件は外で面会交流を行っております。最初は、母親が拒否されたのですが、面会交流の意味を理解していただいて、何回か行いましたがうまくいっています。そのやり方としては、母親がバスで連れて行き、父親が到着する時間に来て、父親が子供と一緒に公園で遊んだり食事をしたりして、3、4時間過ごしています。
- 私の仕事が小学生、中学生、高校生の人材育成ということで、どうしても子供の方に目がいき、やはり、子供の利益、福祉が第一だと思っています。今日の説明、施設の見学、議論を聞いていても、なかなか子供が主役だというのが垣間見えてこないように思います。冒頭の面会交流についての説明で、イギリスでは子供からの面会交流の請求権があるとお聞きしました。一方、日本では父母からの請求権のみだとお聞きしましたが、これがはたしていいことでしょうか。おそらく年齢が一桁の判断能力の未発達な子供にとってはそうせざるを得ない状況だとは思いますが、年齢が二桁になり、ある程度判断能力が付いた子供になると自身の人材育成という意味からも、自分の主張を述べる権利があつてよいのではないかと思います。

先程、他の委員からも法的な部分の改正も必要だという御意見もありましたので、今後、日本も法整備が変わっていくのかどうかも含め御意見を拝聴したいと思います。

- 他の委員も言われましたが、子供の視線が今日の説明では見えてこなくて、関係性の修復が子供の育成にとって大切だと思うのですが、この関係性の修復に面会交流はどのように影響したのか、子供と親が会ったことが子供の養育にどのように役立ったのかを、既にされているかもわかりませんが、何らかの形でフィードバックしていただきたいと思いました。もう一つ、箱庭療法の箱があつたのですが、あれこそ、人と人との関係性を戻すような療法の一つだったと思いますので、親子で一緒に触ったりして、その結果を基に新たなステップを刻んでいくと

か、もう少し、専門的なアプローチがあってもいいのかなと思いました。

□ 先程の離婚後の子に対する親権の在り方についての御意見については、立法の問題であり、国民の意識に係わる問題でもあり、裁判所として答えを出しにくいところがありますが、述べられた問題意識は非常に大事ですので、子供の福祉に力点を置いた実務上の運営を強めていかないといけないという思いをいたしました。

○ 面接の部屋がありますが、あれは、家庭裁判所が面会交流という事件があったときに、どういう結論を出すかという材料集めのために面接を行っているので、あそこで会ってもらうこと自体を目的として行っているわけではありません。

そのため、面接室を何度も利用させてくれるかということそういうわけではありません。一度だけなんです。つまり、会わせることが目的ではなく、面会交流という申立てがあったときに、家庭裁判所がどのように判断するのかの材料集めなのです。コンスタントに面会交流の世話をするには、代理人が付き添ってやったり、場所をどこにするかなど代理人がやらざるを得ないのです。また、家庭裁判所での面会交流も、事前に、趣旨説明も行った上での実施ということになるので、かなりの労力を裁判所にかけており、手軽にいついつやらせてくださいというわけにはいきません。ただ、一方で子供のことを考えると定期的な面会交流自体が大切なので、それをサポートするような施設も必要だと思います。現にそのような施設もないことはないのですが、それも手間がかかり、運営しようと思えば費用もかかります。子供に会わせることを嫌がる親が多い日本の現状で、会ってもらうこと自体を手助けする組織はありますが、コスト的にも難しいのが現状だと思います。それを全部、家庭裁判所に持ち込んでやってくれるというわけにはいかず、会わせること自体を目的として裁判所にやってくれということもできません。

□ いろいろ、御意見や感想をありがとうございました。みなさんの御意見を参考にしまして可能な範囲で裁判所の運営に活かしたいので、これからもどうぞよろ

しくお願いいたします。